

議案第76号

山辺広域行政事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき山辺広域行政事務組合規約を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成18年12月7日提出

天理市長 南 佳 策

山辺広域行政事務組合規約の一部を改正する規約

山辺広域行政事務組合規約（平成2年4月1日奈良県指令地第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「、副管理者及び収入役」を「及び副管理者」に改め、同条第3項中「組合町村」を「組合市町村」に、「助役」を「副市長」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「、副管理者及び収入役」を「及び副管理者」に、「、助役及び収入役」を「及び副市長」に改め、同項を同条第4項とする。

第8条の次に次の1条を加える。

第8条の2 組合に会計管理者を置く。

2 会計管理者は、管理者の属する市の会計管理者の職にある者をもってあてる。

第10条を次のように改める。

（職員）

第10条 第8条第1項、第8条の2及び前条第1項に定める者を除くほか、組合に職員を置き、その定数は、組合の条例で定める。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。